国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第２０条第１項第１号の処分に係る手数料（10年旅券）	法第２０条第１項第２号の処分に係る手数料（5年旅券）	処分の申請をする者が１２歳未満であるとき	法第２０条第１項第３号の処分に係る手数料（限定旅券等）	法第２０条第１項第４号の処分に係る手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第５号の処分に係る手数料（査証欄増補）	法第２０条第１項第６号の処分に係る手数料（渡航書）
チュニジア	ディナール	308	212	115	115	31	48	48
ナイジェリア	ナイラ	30,800	21,200	11,500	11,500	3,100	4,800	4,800
ブルキナファソ	ＣＦＡフラン	100,000	68,800	37,500	37,500	10,000	15,600	15,600
ベナン	ＣＦＡフラン	100,000	68,800	37,500	37,500	10,000	15,600	15,600
ボツワナ	プラ	1,600	1,100	600	600	160	250	250
マダガスカル	アリアリ	432,000	297,000	162,000	162,000	43,000	68,000	68,000
マラウイ	クワチャ	64,000	44,000	24,000	24,000	6,400	10,000	10,000
マリ	ＣＦＡフラン	100,000	68,800	37,500	37,500	10,000	15,600	15,600
南アフリカ共和国	ランド	1,720	1,180	640	640	170	270	270
南スーダン	ポンド	571	393	214	214	57	89	89
モーリタニア	ウギア	57,100	39,300	21,400	21,400	5,700	8,900	8,900
モザンビーク	メティカル	5,670	3,900	2,130	2,130	570	890	890
モロッコ	ディラム	1,600	1,100	600	600	160	250	250
リビア	ディナール	246	169	92	92	25	38	38
ルワンダ	フラン	123,100	84,600	46,200	46,200	12,300	19,200	19,200

（領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（平成十二年外務省令第三号）の一部を次のように改正する。